

地震に備えたまちづくり

申請期間 5月9日(月)～12月28日(水)

☎都市計画課 ☎内線242

地震に強い安全なまちづくりのため、【危険ブロック塀等の撤去等】と【木造住宅の耐震化】について費用の一部を補助します。いずれも着工前に申請が必要になります。

危険ブロック塀等の撤去等に関する補助

通学路や緊急輸送路沿いにある危険ブロック塀(大谷石やレンガ積みも含む)を撤去等する場合、工事費の一部を補助します。

▶**注意** 工事は必ず町内の事業者へ依頼していただくことになります。

	補助率	上限額
通学路	3/4	150,000円
緊急輸送路	1/2	100,000円

補助額は、「撤去工事等に要する経費」に上記補助率を掛けて計算します。詳しくはお問合せください。
※ただし非課税世帯の補助率は3/4、上限額は、150,000円です。

危険なブロック塀とは

ひとつでも不適合がある場合は専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか(高さは地盤から2.2m以下)
2. 塀の厚さは十分か(厚さは10cm以上か。高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
3. 高さが1.2m超の場合、控え壁はあるか
4. コンクリートの基礎はあるか
5. 塀に傾き、ひび割れはないか
6. 塀に鉄筋が入っているか(レンガ造・石造等は別の基準です。)

個別無料耐震相談会を行います

住宅の耐震化について、制度の説明と建築士による無料相談会を次の日程で行います。

事前予約で行いますので、電話、FAXまたはメールでご連絡ください。

▶**開催日時** ①5月25日(水)・②6月28日(火)・③7月7日(木)のいずれも午後から

▶**場所** 町立福祉センターさざれ石2階

▶**持ち物** 登記簿など家屋の建築日が確認できる書類、家屋の設計図面、印鑑

▶**締切日** 各相談日の1週間前まで(各日とも、相談受付件数に達した場合は、予約を締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。)

木造住宅の耐震化に関する補助

▶対象住宅

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅(ツーバイフォーなどの枠組壁工法を除く)で、戸建の専用住宅・併用住宅が対象となります。

▶耐震診断費用の一部を補助します。

家屋の延べ面積により耐震診断費用は、次のとおり

150㎡以下	90,000円+消費税
200㎡以下	100,000円+消費税

※200㎡を超える場合は、別途相談になります。

上記の耐震診断を行なった場合、費用の一部を補助します。

耐震診断の補助額	補助率	上限額
一般	定額	70,000円
非課税世帯		80,000円
緊急輸送路		85,000円

▶耐震化工事等にも補助制度が活用できます。

耐震診断の結果、評価値が1.0に満たなかった場合には、設計や工事監理・耐震補強工事でも補助制度を活用することができます。補助額は、掛かった経費(税抜)の2分の1で上限額は次のとおりです。

耐震化工事等の補助額	補助率	上限額
耐震設計	1/2	100,000円
耐震工事監理		50,000円
耐震工事		500,000円

耐震改修促進税制をご存知ですか？

住宅の耐震改修を行った場合、所得税額から一定額が控除されるなど、固定資産税の減額措置を受けることができます場合があります。

制度活用に必要な住宅耐震改修証明書発行には、10日程度時間を要しますので、早めにご連絡をください。